

## 令和7年度熊本地方最低賃金についての基本的見解

原山委員（熊本県商工会議所連合会）

本年4月17日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等は、国に対して最低賃金に関する要望を行った。この考え方等も踏まえつつ、当審議会における基本的見解を以下のとおり述べる。

- 日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の99.7%（県内は99.9%）を、従業者数の69.7%（県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」の割合は依然として高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。加えて、今般の米国の関税措置の影響も懸念される状況にある。
- こうした中、昨年の熊本県の最低賃金は、中央最低賃金審議会が示す目安額50円を大きく上回り、過去最高となる54円の引き上げとなった。また、政府が掲げる「2020年代中に全国加重平均1,500円」との目標については、県下9商工会議所の調査で約78%の事業者が対応は不可能又は困難と回答しており、仮に1,500円に向け年平均7%の引き上げとなった場合、残業時間・シフトや従業員数の削減、さらには収益悪化による廃業・休業も検討せざるを得ない等の厳しい声が寄せられている。
- 最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って運用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。法定三要素に基づいた納得感のある審議決定が求められる。
- 法定三要素のうち生計費（物価）と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、県内各地の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を生じかねない。

- 特に、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、原材料やエネルギー、人件費などのコスト増加分の価格転嫁が十分に進んでおらず、賃上げ原資が乏しい状況にある。こうした中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮した上での議論が必要と考える。
- また、昨年の全国の地域別最低賃金では、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次いだ。他県との額差等を過度に意識した実態を踏まえない引上げは、却って地域経済の低迷を招く可能性が懸念される。
- さらに、熊本県内の中においても、地域によって経済状況や賃金等に格差があり、特に人口減少や高齢化が進む地域においては、日常生活を支える商業やサービス業が成り立っていくような目配りをしなければ、地域の更なる疲弊につながりかねない。法的強制力を持つ最低賃金を議論するに当たっては、こうした県内の地域間格差にも十分配慮する必要がある。
- 例年、地域別最低賃金は、10月1日を軸にした時期の発効となっているが、違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各事業者は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業・小規模事業者から負担の声が上がっている。年度途中での賃上げに伴う価格転嫁、契約変更等が容易ではないことに加え、労働者が年収の壁により年末に就労調整することにより、人手不足となり事業が円滑に実施できないといった声が届けられている。賃上げ原資及び人材の確保の面からも十分な準備期間を確保し、年初めまたは年度始めの発効とすべきである。
- なお、8月10日から11日にかけて県内各地を襲った記録的大雨により、県内事業者の被害が懸念される。県内事業者は、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナと大変厳しい経営を強いられてきており、今回の大雨による被害は更なる打撃となる。被害状況とその影響をしっかりと見極めながら、最低賃金の議論を行う必要がある。

以上